

富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。

(地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第3条 法第78条の2第1項の規定により定める地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。

(地域密着型サービス事業の申請者の基準)

第4条 法第78条の2第4項第1号の規定により定める地域密着型サービス事業の申請者の基準は、規則で定める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項の規定により定める指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準は、規則で定める。

(指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準)

第6条 法第78条の4第2項の規定により定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次の各号及び次項に定めるところによる。

(1) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の入浴について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させること。ただし、当該利用者の心身の状況を考慮し入浴させることが適当でないとき認めるときは、清しきを行うことをもって入浴に代えることができる。

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設の1の居室の定員は、4人以下とすること。

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（次号において「指定地域密着型介護老人福祉施設等」という。）の廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。

(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、入所者又は入居者（この号において「入所者等」という。）が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、当該入所者等を入浴させること。ただし、当該入所者等の心身の状況を考慮し入浴させることが適当でないと認めるときは、清しきを行うことをもって入浴に代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、法第78条の4第2項の規定により定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。